

定住自立圏の形成に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と甲が行った中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し、連携して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、それぞれが保有する自然環境、農産物、歴史等の地域資源を有機的に連携し、有効に活用して、甲及び乙の区域（以下「圏域」という。）全体の魅力を向上し、圏域の活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な社会を構築するため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定住自立圏の形成）

第2条 甲及び乙は、圏域において定住自立圏を形成する。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、定住自立圏の形成に当たり、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第4条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合う政策分野は、別表の政策分野の欄に掲げるものとし、当該政策分野の取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ同表の取組の内容及び役割分担の欄に定めるものとする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第5条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野の取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野の取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第6条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第7条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、当該書面に議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第8条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長

長谷川 紘



乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地の2

三朝町

三朝町長

若田 秀光



別表（第4条関係）

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|---------|----|------------------------------|--|--|--|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| 生活機能の強化 | 福祉 | 認知症に係る支援体制の整備 | 圏域における認知症の支援体制を整備するため、認知症の早期発見のための医療機関と連携した認知症の診断及び検診を行うとともに、認知症に係る介護事業の充実を図る。 | (1) 医療機関と連携して、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムを構築し、運用する。 (2) 医療機関と連携して、医師の訪問等による認知症の検診を行う。 (3) 介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用のデイサービス等の認知症に係る介護事業を行う。 | (1) 甲の運用する認知症の診断システムを活用する。 (2) 甲の行う認知症の検診を活用する。 (3) 甲の行う認知症に係る介護事業を活用する。 |
| | | | | 子育て支援体制の整備及び充実 | 圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。 |
| | 教育 | 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実 | 圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未 | (1) 不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター(以下「子ども支援センター」という。)を維持する。 | 甲の運営する子ども支援センターを活用する。 |

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|------|------|--------------------------------|---|--|---|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| | | | <p>成年者に対する支援の拡充を図る。</p> | <p>(2) 子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。</p> | |
| | | <p>体育施設の機能の維持及び強化</p> | <p>圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設(以下「公認体育施設等」という。)の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。</p> | <p>(1) 甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 (2) 甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。</p> | <p>(1) 乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 (2) 甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。</p> |
| | 産業振興 | <p>広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進</p> | <p>圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。</p> | <p>(1) とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会(以下「広域観光協議会」という。)に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 (2) 甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 (3) 広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作</p> | <p>(1) 広域観光協議会に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 (2) 乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 (3) 広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールス</p> |

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|----------------|--------|--------------------|--|---|--|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| | | | | 成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 | プロモーションの強化を行う。 |
| | | 企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 | (1) 圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報(以下「企業誘致情報」という。)を集約し、乙に当該情報を提供する。 (2) 圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 | (1) 甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 (2) 甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 |
| 結びつきやネットワークの強化 | 地域公共交通 | 公共交通に係る効率的な運行体系の確立 | 圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直しを行う。 | (1) 圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を設置し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路線バスの運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画(以下「公共交通連携計画」という。)を策定する。 (2) 公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バスの運行体 | (1) 公共交通協議会に参加し、乙の区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究の調整を行う。 (2) 公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、乙の区域における路線バスの運行体系の見直し及び公共交通体系の調整を行う。 |

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|-----------------------|--------------------|--|---|--|------|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| | | | | 系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。 | |
| 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 | 地産地消の推進 | 圏域における地産地消を推進するため、地産地消のネットワークの構築及び地産地消に関する事業を行う。 | <p>(1) 圏域における地産地消の推進に関する協議会(以下「地産地消協議会」という。)を設置し、及び運営し、圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者(以下「圏域の地産地消の関係者」という。)同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業を計画する。</p> <p>(2) 圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。</p> | <p>(1) 地産地消協議会に参加し、圏域の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調整を行う。</p> <p>(2) 圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。</p> | |
| 地域内外の住民との交流・移住促進 | 空き家バンクの連携等による移住の促進 | 圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策 | <p>(1) 甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。</p> <p>(2) 圏域外の住民に対して、圏域への</p> | <p>(1) 乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。</p> <p>(2) 圏域外の住民に対して、圏域への</p> | |

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|---------------|------------------------|--------------------|---|---|---|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| | | | に関する情報を発信する。 | 移住施策に関する情報を発信する。 | 移住施策に関する情報を発信する。 |
| | その他結びつきやネットワークの強化に係る連携 | 広報活動の連携による広域的な情報提供 | 圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。 | (1) 甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 (2) 甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 | (1) 乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 (2) 乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |
| 圏域マネジメント能力の強化 | 人材の育成 | 合同研修会の開催 | 生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 | 前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 | 甲の開催する合同研修会を活用する。 |
| | 外部からの人材の確保 | 専門人材の確保及び活用 | 前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門 | 前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 | 甲の確保した専門人材を活用する。 |

| 政策分野 | | 取組の内容 | | 役割分担 | |
|------|--|-------|---|------|------|
| | | | | 甲の役割 | 乙の役割 |
| | | | <p>的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。</p> | | |